

医療保険制度

どんなに健康に自信がある学生でも、ちょっとしたことがきっかけで病気やケガをし、医療機関で診療を受け、思いがけない高額の治療費を支払うことになる場合が本学の学生でもしばしばあります。このため、日本には、加入者が普段からお金を出し合っ、て、医療費の自己負担を軽減し合う医療保険制度があります。

健康保険等の遠隔地被保険者証 (国内学生対象)

- 国内学生は、すでに扶養者の健康保険等に加入している場合があります。この場合でも、診療時にはコピーされた保険証は使用できませんので、「遠隔地被保険者証」を発行してもらい携帯してください。
- 遠隔地被保険者証は、APUで「在学証明書」を取得し（48ページ参照）、これを父母等へ送付し、父母等の勤務先（保険者証交付機関先）へ申請すれば交付してくれます。
- 学生本人で、「国民健康保険」に加入する場合は、住民の届けをしている市区町村の役所／役場で加入手続きを行い、保険料（税）を納めてください。

国民健康保険 (国際学生対象)

- 「国民健康保険」(略称：国保)は、病気やケガをした時に、国、居住している市区町村および個人が医療費を分担し、経済的な心配をすることなく治療が受けられることを目的とした医療保険制度の1つです。詳細は、国民健康保険中央会のホームページ (<http://www.kokuho.or.jp/>) の「国民健康保険制度」という項目で確認できます。
- 国保への加入義務
留学の在留資格を持つ国際学生（交換留学生含む）は、法律により、必ず国保に加入しなければなりません。また、勝手に脱退することはできません。国保をやめるときは、日本から出国し在留カードを日本に返すときや就職して会社の健康保険に加入するときなどに限られます。
- 国保への加入手続きと届け出
国保への加入手続きは、(市)役所等の国民健康保険担当課で行います。
入学前に日本国外に居住していた国際学生の場合は、入学後に行われるオリエンテーションの際に「取得届」と「国民健康保険税申告書」を提出してもらいます。後日、「国民健康保険被保険者証」(以下、保険証)が発行されます。保険証は毎年度交付され、翌年度からは毎年7月中旬に皆さんの住所に郵送されます。
また、入学前に日本国内に居住していた国際学生の場合は、新しく居住する場所の(市)役所(例：別府市役所)で住所変更の手続きを行う時に、あわせて国保の加入手続きも行ってください。
以前居住していた場所の(市)役所が交付した保険証は使えません。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

● 保険料 (税) の支払いについて①

保険料 (税) は、市区町村ごと、年ごとに異なります。保険料 (税) は、毎年1月に、前年の日本での収入を申告し (「所得申告」といいます)、その申告に基づき、(市) 役所が6月に決定します。決定後、6月から次の年の3月までの10回にわけて納付します。これは、国際学生も同様です。

保険料 (税) は、前年の収入によって異なりますが、多くの学生の場合、収入が少ないので、「所得申告」をすれば、保険料 (税) は大幅に減額されます。

APUの場合、毎年1月ごろに「所得申告」の案内をしますので、対象者は、期間内 (約2週間) に手続きを行ってください。期間を過ぎた場合、皆さん自身が (市) 役所で行うことになります。

※別府市の2022年度実績：

所得申告をしなかった場合の年間保険料 (税) 58,800円 → 減額後17,500円

※金額は毎年変更されます。(市) 役所からの連絡を必ず確認してください。

● 保険料 (税) の支払いについて②

保険料 (税) は、銀行口座を開設した時に、口座振替の依頼手続きをすることにより、自動引き落としができます。自動引き落とし日は、月末です。次月に通帳記入をすることにより、保険料 (税) が振替されたかどうか確認できます。通帳には、「税金」「コクミンケンコウホケン」という文字が記載されます。

振替依頼をしない場合またはできなかった場合は、(市) 役所から小冊子「国民健康保険税納税通知書」が届きますので、それを持って (市) 役所または金融機関へ行き、納期までに保険料 (税) を納めます。

保険料 (税) を滞納していると、督促状の葉書が届きます。至急、それを持って (市) 役所または金融機関へ行き、保険料 (税) と督促料を納めましょう。滞納を続けていると、保険証の有効期間が短くなったり、保険給付が差し止められて治療費を全額支払うことになります。さらに、財産が差し押さえられるなどの処分の対象となります。

次の場合は、(市) 役所の国民健康保険担当課へ必ず各自で届け出なければなりません。

● 住所変更 (APハウスの部屋番号が変わった場合も含む) や氏名変更をした場合
変更した日から14日以内に (市) 役所に届け出てください。

● 休学・交換留学などで、長期間日本から出国する場合や卒業し日本を出国する場合

出国する前に、(市) 役所に行き、住所変更の届出とともに、国保の「資格喪失」の手続きを行い、保険証を返却してください。

もし、届出を怠った場合、日本に戻って居住する際に新しい保険証の交付を受けられない、出国中の保険料を納めなければならない場合があります。

● 医療を受けるとき

病気やケガで医療保険を取り扱う医療機関に行った時、国保の保険証を提示すれば、健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち30%の負担割合を支払うだけで医療を受けることができます。

こくほ う いりよう れい 国保で受けられる医療 (例)	こくほ う いりよう れい 国保で受けられない医療 (例)
しんさつ 診察	よぼうせつしゅ けんこうしんだん 予防接種、健康診断
いりようしょち しゅじゅつ は ちりよう 医療処置、手術や歯などの治療	しれつきょうせい びようせいけい 歯列矯正、美容整形
しょほうせん 処方箋	せいじょう にんしん しゅつさん ちゅうぜつ 正常な妊娠・出産・中絶
にゅういん しょくじだいのぞ かんご 入院 (食事代除く) と看護	けんかやでいすい などによるケガや病気 けんかや泥酔などによるケガや病気

ほけんしょう も いりよう う ばあい
保険証を持たずに医療を受けた場合は、いったん医療費を全額支払うこととなります。しかし、
ごじつ し やくしょなど こくみんけんこうほけんたんとくか りょうしゅうしょ
後日、(市) 役所等の国民健康保険担当課へ領収書・レセプト・あなたの印鑑・銀行預金通帳を持っ
てい しんさにより はら もど う
て行けば審査により払い戻しを受けられます。

たにんめいぎ ほけんしょう しょう ばあい ほう ぼつ
他人名義の保険証を使用した場合は、法で罰せられます。

やかん じかんがい いりよう う ばあい いりようひ たか けっか ふたんがく おお
夜間などの時間外に医療を受けた場合は、医療費が高くなり、結果としてあなたの負担額も多くなります。

● 高額療養費について

びょうき びょういん ちようきにゅういん こうがく いりよう う ばあい いりようひ じこふたん こうがく
病気により病院に長期入院したり、高額な医療を受ける場合は、医療費の自己負担が高額になる
ばあい ばあい ふたん けいげん そち じこふたんげんどがく こ
場合があります。そのような場合に、負担を軽減させるための措置として、* 自己負担限度額を超え
た分の医療費が払い戻される制度があります。

じこふたんがく こじん ねんれい せたい しょとくじょうきょう おう こうがくいりようひ しきゅうがく かげつ
自己負担額は、それぞれ個人の年齢、世帯、所得状況に応じ、高額医療費の支給額は、1ヶ月の
いりようきかん しはら じこふたんがく じこふたんげんどがく さ ひ き
医療機関に支払った自己負担額から自己負担限度額を差し引いて決まります。

こうがくいりようひせいど りょう てつづ びょういん しんりょうじよ りょうしゅうしょ ほけんしょう いんかん ひつよう
高額医療費制度を利用するための手続きには、病院・診療所などの領収書、保険証、印鑑などが必要
になります。詳しくは、(市) 役所の国民健康保険担当課へお問い合わせください。

* 自己負担限度額：低所得者 (市区町村民税の非課税者等) は35,400円 (ただし、新入生は57,600円)

まとめ

- 入学後のオリエンテーションで国保の加入手続きをしよう
- 保険料の支払いは「自動振込み」にしよう
- 毎年1月に「所得申告」の手続きをしよう
- 引越しや出国のときは(市) 役所で手続きをしよう
- 受診の際はかならず保険証を持っておこう
- 国保で受けられない医療もある